

三芳町 環境美化地域清掃活動 支援事業

行政区、自治会、ボランティア団体等が、三芳町の公道及び公園等において自主的に実施する「清掃活動」を支援し、住民の環境美化意識の高揚と公共の場の美化を推進することを目的とします。



1 実施対象

行政区、自治会等の団体及び複数の住民の皆さんがボランティアで行う、地域の環境美化を目的とするごみの回収活動を支援の対象とします。(ただし、事業所等の管理区域を対象としたもの、及び個人宅などからのごみを排出する目的の場合は、対象外となります。)

2 収集できる物

上記の活動により回収されたごみのうち、次の要件により町で収集を行います。

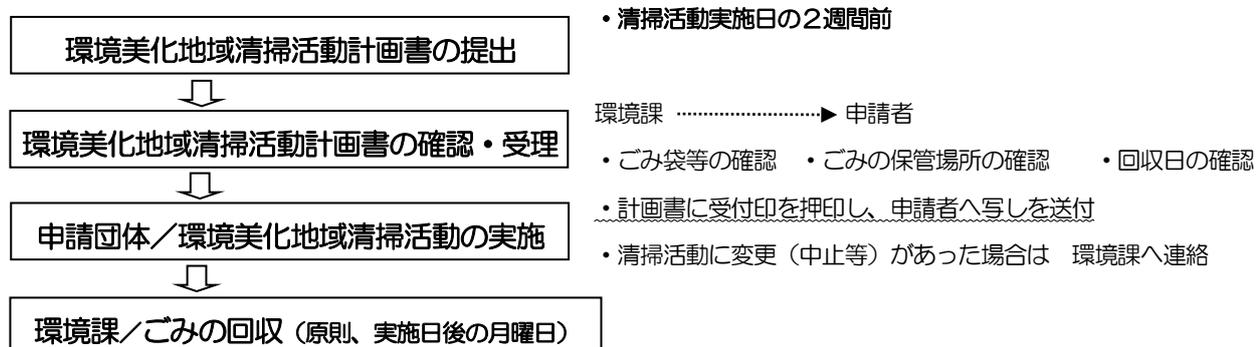
- 1) 道路、公園、公共広場などにおけるごみの回収活動に伴い発生したごみであること。
- 2) もやすごみ、ペットボトルなど、ごみ種ごとに、きちんと分別されていること。
- 3) 事業所、事業地から回収された物でないこと。また、家庭ごみが混在していないこと。

※不法投棄された自転車、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、捨て看板類や道路側溝汚でい等は、収集できません。発見した場合は、回収せずに環境課まで連絡してください。

3 実施にあたって

活動団体の代表者は、環境美化地域清掃活動を実施する日の2週間前までに、『環境美化地域清掃活動計画書』を環境課へ提出してください。環境課では、計画書を確認後、実施日前までに、ごみ袋等を配布します。

※回収したごみの保管場所(例/〇〇集会所 駐車場わき)を特定していただきます。



4 ごみの回収

原則、実施日後の月曜日に回収します。

問合せ 三芳町環境課 環境対策担当
電話 258-0019 (内線 216)